

軽減税率制度と消費税申告について

令和元年 10月1日以降における軽減税率対象品目の農産物の課税売上金額は、手数料を差し引くことができません !!

- 【例】 ①生産者は 1,100 万円の農産物販売を JA に委託
 ②JA は 10%の手数料(110 万円)を徴収して生産者へ精算

＜軽減税率導入前＞

課税売上高 990 万円 (<1,000 万円)

＜軽減税率導入後＞

課税売上高 1,100 万円 (>1,000 万円) 課税仕入高 110 万円

注) これまでは、消費税の免税事業者だった方々も、手数料を差し引け無くなった分、課税売上高が増加することで、2年後に課税事業者となる可能性があります。

令和元年分の課税売上高が 1,000 万円を超える場合、令和 3 年分から課税事業者となります。消費税の計算方法については本則課税と簡易課税があり、簡易課税を選択する場合は令和2年度中の届け出が必要となります。

また、軽減税率導入後 農林水産物の簡易課税みなし仕入率は 80%になりました。

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について

農業者等が取得価額 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、下図のとおり原則として取得価格を一括して全額必要経費参入できます。

ただし、特例の対象となる必要経費参入額の 上限は少額減価償却資産の合計額が 300 万円までとなります。

取得価額	償却方法		
	法定償却 (定額法・定率法)	3年間一括償却 (1/3 償却)	全額必要経費参入 (即時償却)
30 万円以上	○	×	×
20 万円以上 30 万円未満	○	×	○ (青色申告が要件)
10 万円以上 20 万円未満	○	○	○ (青色申告が要件)